

○研究成果の報道発表に関する規程

(平成26年10月23日規程第69号)

改正 平成26年11月14日規程第77号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人理化学研究所（以下「研究所」という。）の研究成果の報道発表を適切に行うため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 研究成果の報道発表とは、研究所の研究活動に従事する者（以下「研究者等」という。）による研究成果及び研究内容を報道機関等に対し発表・解説することをいう。

2 発表者とは、第4条第2項において報道発表を行うことを承認された研究者等をいう。

3 報道解禁日時とは、論文掲載雑誌又は学会等が発表者に対して定める、報道解禁日時をいう。

4 報道発表の種類は次に掲げるとおりとする。

(1) レクチャー 報道機関に対して、報道解禁日時が設定されていない研究成果を、公表となる前に文書、口頭で発表するもの

(2) 事前レクチャー 報道機関に対して、報道解禁日時が設定されている研究成果を、公表となる前に文書、口頭で発表するもの

(3) 資料配布 報道機関に対して、報道解禁日時が設定されていない研究成果を、公表となる前に文書で発表するもの

(4) 事前資料配布 報道機関に対して、報道解禁日時が設定されている研究成果を、公表となる前に文書で発表するもの

(5) 参考資料配布 報道機関に対して、研究成果が公表となった後、文書で発表するもの

(6) 記者勉強会 報道機関に対して、研究成果及び研究内容を文書、口頭で解説するもの

5 センター等とは、別表1左欄に掲げる組織をいう。

6 センター長等とは、別表1中欄に掲げる者をいう。

7 研究推進室長等とは、別表1右欄に掲げる者をいう。

8 「研究室主宰者」とは、研究室、部、室、チーム、ユニットその他研究活動を行うこれに準ずる組織を主宰する者をいう。

(責務)

第3条 研究成果の報道発表の科学的内容については、発表者が責任を有するものとする。

2 広報室長は、報道発表にかかる業務を統括する。

(手続き)

第4条 報道発表を行おうとする研究者等は、研究室主宰者、所属するセンター等のセンター長等及び当該センター等を担当する研究推進室長等の確認を経て、広報室長に所定の様式により必要事項を申請するとともに発表資料案を提出するものとする。

なお、第2条第4項に定めるレクチャー又は事前レクチャーを行おうとする研究者等は、使用予定の資料を直ちに提出するものとする。

- 2 広報室長は、前項の資料を確認し、報道発表を承認するか否かを決定する。ただし、広報室長が必要と判断した場合は、理事（広報担当）が承認するか否かを決定するものとする。
- 3 前項の決定にあたり、広報室長又は理事（広報担当）が必要と認める場合は、守秘義務を課した第三者に対し、意見を求めることができるものとする。
- 4 広報室長は、第2項の決定の結果を、第1項の申請を行った者に通知するものとする。

（撤回、修正）

第5条 広報室長は、報道発表の撤回又は内容の修正が必要と判断した場合は、センター長等及び理事（広報担当）と協議の上、速やかに報道発表の撤回又は修正を行うことができる。

（その他）

第6条 この規程に定めるもののほか、報道発表に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成26年11月25日から施行する。

#### 附 則（平成26年11月14日規程第77号）

この規程は、平成26年11月25日から施行する。

別表第1（第2条関係）

センター等	センター長等	研究推進室長等	
創発物性科学研究センター	センター長	創発物性科学研究推進室長	
光量子工学研究領域	領域長	光量子工学研究推進室長	
環境資源科学研究センター	センター長	環境資源科学研究推進室長	
生命システム研究センター	センター長	生命システム研究推進室長	
多細胞システム形成研究センター	センター長	多細胞システム形成研究推進室長	
脳科学総合研究センター	センター長	脳科学研究推進室長	
統合生命医科学研究センター	センター長	統合生命医科学研究推進室長	
バイオリソースセンター	センター長	バイオリソース推進室長	
ライフサイエンス技術基盤研究センター	センター長	ライフサイエンス技術基盤研究推進室長	
計算科学研究機構	機構長	広報国際室長	
放射光科学総合研究センター	センター長	放射光科学研究推進室長	
仁科加速器研究センター	センター長	仁科加速器研究推進室長	
HPCI 計算生命科学推進プログラム	プログラムディレクター	企画調整グループディレクター	
新興・再興感染症研究ネットワーク推進センター	センター長	推進グループディレクター	
情報基盤センター	センター長	総括ユニットリーダー	
イノベーション推進センター	センター長	イノベーション推進室長	
創薬・医療技術基盤プログラム	プログラムディレクター	横断プログラム推進室長	
バイオマス工学研究プログラム	プログラムディレクター		
予防医療・診断技術開発プログラム	プログラムディレクター		
研究室等組織・運営細則 (平成25年細則第6号)に定める研究室等	左記細則第3条から第7条に規定する各組織	それぞれの研究室主宰者	外務・研究調整部長
	研究推進グループ	グループディレクター	
	グローバル研究クラスタ	クラスタ長	